【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年８月10日
【会社名】	新晃工業株式会社
【英訳名】	SINKO　INDUSTRIES　LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　武田　昇三
【本店の所在の場所】	大阪市北区南森町一丁目４番５号
【電話番号】	06-6367-1811(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長　青田　徳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番７号
【電話番号】	03-5640-4159
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理本部長　青田　徳治
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当　214,143,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 新晃工業株式会社　東京支社 (東京都日本橋浜町二丁目57番７号) 新晃工業株式会社　名古屋支社 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 名古屋三井ビルディング本館)

１ 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成29年８月10日付で四半期報告書を提出したことに伴い、平成29年７月19日付で提出した有価証券届出書について当該四半期報告書を参考書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類
　第２　参照書類の補完情報

３ 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）
第１【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第68期（自 平成28年４月１日　至 平成29年３月31日）平成29年６月28日関東財務局長に提出

２【臨時報告書】
１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年７月19日）までに、金融証券取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成29年６月29日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】
参照書類としての事業年度第68期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年７月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。
また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年７月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

＜以下省略＞

（訂正後）
第１【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第68期（自 平成28年４月１日　至 平成29年３月31日）平成29年６月28日関東財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第69期 第１四半期（自 平成29年４月１日　至 平成29年６月30日）平成29年８月10日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年７月19日）までに、金融証券取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成29年６月29日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

参照書類としての事業年度第68期有価証券報告書及び事業年度第69期第１四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年８月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年８月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

＜以下省略＞

以　上